

行政減量・効率化有識者会議ヒアリング説明資料
(独立行政法人 日本貿易保険)

平成19年10月1日

経 済 産 業 省

(独) 日本貿易保険の概要

1. 貿易保険の制度概要

- 貿易保険は、我が国企業の貿易投資について、戦争、為替取引の制限といった民間の通常の保険では負担できないリスクをカバーするものであり、我が国企業の国際競争力の確保や、我が国の経済の発展に必要な資源の確保の上で必要不可欠な制度。

(参考) 主なこれまでの保険金支払実績

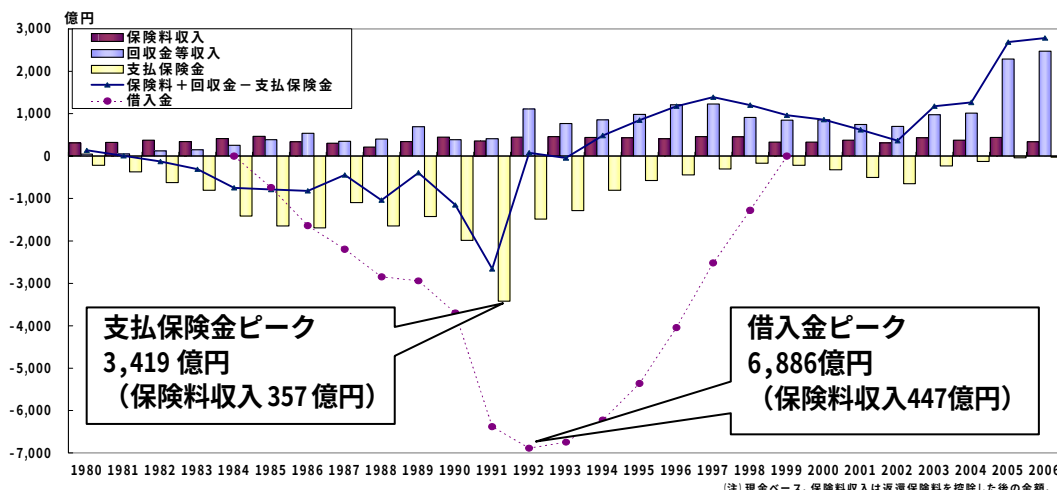
- | | |
|-------------|---------------------|
| ○中南米の累積債務問題 | (83年～93年 約3,500億円) |
| ○湾岸戦争の影響 | (91年 約3,400億円) |
| ○旧ソ連崩壊 | (92年～01年 約2,000億円超) |
| ○アジア通貨危機 | (01年～04年 約 500億円) |

- 事業運営は、保険料収入によりまかなわれているが、保険金支払後の債権回収は、当該リスクの性格上、主にパリクラブ(*)等の政府間交渉の場を通じて、かつ、長期間にわたるとい性格を有している。

(*) パリにおいて、債権国政府(19カ国)により1956年以降開催されている会合。各国政府、輸出信用機関が出席。パリクラブの合意に沿って、債務の繰延等が行われる。

- このように、貿易保険の運用に当たっては、国の信用力と交渉力が不可欠であり、民間事業者が行う営利を目的とした通常の保険事業とは本質的に事業構造を異にする。

(過去の収支の推移からも窺われるように、支払保険金と保険料・回収金については、長期間での収支相償が図られている。)



(欧米はじめ各国とも、国がリスクを負担する仕組みにより各国企業の貿易投資活動を支援。)

2. (独) 日本貿易保険の概要

- (独) 日本貿易保険は、貿易保険の事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として、平成13年4月に経済産業省本省より貿易保険の実施部門を分離して、独立行政法人として発足したもの。

- ・定員数: 157名

- (職員は、国際金融、会計等の専門人材として民間からの出向者、中途採用者と、政策当局として公務員出向者から構成)

- ・資本金額: 約1,044億円 (全額政府出資)

- ・役員: 理事長、理事 (2名)、監事 (2名)

- ・組織: 本店、大阪支店

- (独) 日本貿易保険は、リスク度合いのみならず、政策的意義 (国益) を勘案しながら、貿易保険の専門機関として、保険の引受、保険金の支払、債権回収等の業務を実施。

(参考) 最近の主な引受案件

(1) 資源の獲得支援

- カザフスタン: ウラン鉱山開発プロジェクト (19年8月保険契約締結、引受枠約600億円)

- マダガスカル: ニッケル鉱山開発プロジェクト (19年9月保険引受内諾、約300億円)

(2) 日本企業の海外進出支援

- サウジアラビア: ラービグ石油化学プラントプロジェクト (17年10月～18年5月保険契約締結、約2500億円)

(3) イラク復興支援

- 戦争終結後、発電所や病院のリハビリなどこれまで20数件の案件を引受け

(4) アジアとの経済連携強化

- アジアにおける現地通貨建債券市場育成のため、平成16年度より日系企業等のアジアボンドの引受を開始

- 国は、再保険を引き受けるとともに、政府間交渉において、(独) 日本貿易保険と一体となって債権回収を行っている。

(独) 日本貿易保険の整理・合理化案（ポイント）

事務・事業の見直しに係る具体的措置

事務・事業の廃止

- 貿易保険は、我が国企業の貿易投資について、民間の通常の保険では負担できないリスクをカバーするものであり、我が国企業の国際競争力の確保や、我が国の経済の発展に必要な資源の確保の上で必要不可欠な制度であり、廃止することは困難。

（参考）これまでの主な保険金支払い実績

中南米の累積債務問題	(83～93 年	約 3,500 億円)
湾岸戦争の影響	(91 年	約 3,400 億円)
旧ソ連崩壊	(92～01 年	約 2,000 億円超)
アジア通貨危機	(01～04 年	約 500 億円)

民営化

- 貿易保険事業は、国の通商政策等を実現するためのツールであり、日本貿易保険が、リスク度合いのみならず政策的意義（国益）を勘案しながら、国と一体的に貿易保険の引受・保険金の支払・債権回収等の業務を運営。
- 民間の通常の保険では負担できないリスクをカバーするものであり、仮に民営化した場合には、国益よりも株主利益が優先され、国の政策上必要なリスクテイクが十分行われなくなったり、受益者のコスト負担がその国際競争力を阻害する程度まで高まる可能性がある。
- このため、民営化することは困難。

官民競争入札等

- 貿易保険は、独立行政法人である日本貿易保険が政策的意義を勘案しながら、国と一体的に引受等の業務を運営しているものであり、民間事業者に実施させることは適当ではない。
- このため、官民競争入札の適用は困難。

他法人への移管・一体的実施

- 貿易保険事業を行っている機関は他に存在せず、また本事業全体として収支相償を前提として受益者負担が図られている。
- このため、他の法人との移管や一体的実施によるシナジーや業務の効率化は期待できない。

その他

(民間参入の促進等)

- 行革推進法において、「民間事業者の参入の一層の促進を図り、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることを通じて、貿易再保険特別会計において経理される事務及び事業の見直しを行うものとし、関連する制度の改正について平成20年度末までを目途に検討する」ものとされている。
- 政策的意義を勘案する必要性が比較的小さく、かつ、仕向国のカントリーリスクが低く、輸出代金の決済期間が短いなどの理由により、通常の保険によるカバーの余地のある分野については、民間の事業参入が可能であると思われるが、現時点では、民間によるサービスが十分かつ安定的に提供されるとは言い難い状況である。
- このため、今後も、民間の参入が可能な分野において、販売委託などにより、その参入の一層の促進を図るとともに、平成19年度の参入状況やユーザーの声を十分踏まえながら、平成20年度末を目途に具体的な制度の改正を検討することとする。

(委託の見直し)

- 委託業務全体について抜本的な整理を行うこととし、委託する場合には、原則として一般競争入札により行う。

組織の見直しに係る具体的措置

- 支店については、平成16年に名古屋支店を閉鎖。大阪支店については、中小企業向けサービスの質の向上と効率化を図る。
- 財務基盤の強化を図るため、リスク分析体制や財務分析体制の強化とその前提となるノウハウの蓄積を図る。

独立行政法人整理合理化案見直しの考え方

論点 1：随意契約の見直し。関連公益法人との関係の見直し。

（随意契約の見直し）

- 委託業務全体について抜本的な整理を行うこととし、委託する場合には、原則として、随意契約は廃止し一般競争入札により行う。

（関連公益法人との関係の見直し）

- 関連公益法人（（財）貿易保険機構）との関係については、随意契約は廃止することとする。

論点 2：国の再保険の在り方、民間参入の拡大等貿易保険制度のデザインを踏まえての貿易保険経営主体の在り方の見直し。

（貿易保険経営主体の在り方の見直し）

- 貿易保険事業は、国の通商政策等を実現するためのツールであり、その運営に当たっては、国の信用力と交渉力が不可欠である。このため、国の再保険制度及びそれと一体として業務を行う独立行政法人が必要である。
- また、民間の通常の保険では負担できないリスクをカバーするものであるから、仮に実施機関である独立行政法人を民営化した場合には、国益よりも株主利益が優先され、国の政策上必要なリスクテイクが十分行われなくなったり、受益者のコスト負担が国際競争力を阻害する程度にまで高まる可能性がある。

（民間参入の円滑化）

- 政策的意義を勘案する必要性が比較的小さく、かつ、仕向国のカントリーリスクが低く、輸出代金の決済期間が短いなどの理由により、通常の保険によるカバーの余地のある分野については、民間の事業参入が可能であると思われるが、現時点では、民間によるサービスが十分かつ安定的に提供されているとは言い難い状況である。

（参考） 貿易保険への民間参入の現状

（規制改革会議の提言により 17 年 4 月から開始）

参入会社数：11 社

参入規模：平成 18 年度で日本貿易保険の年間保険料収入（約 356 億円）の 5% 超。

保険の内容：期間については 1 年以内の短期が中心。地域については、リスクの高い国に対するオフカバー等の制約が見られる。

- このため、今後も民間の参入が可能な分野において、販売委託などにより、その参入の一層の促進を図るとともに、平成19年度の参入状況やユーザーの声を十分踏まえながら、平成20年度末を目途に具体的な制度の改正を検討することとする。

論点3：大阪支店廃止等事業所の整理合理化によるサービスコスト縮減。

- 大阪支店は、中小企業などの関西のサービス拠点として必要である。名古屋支店との統合や人員数の半減など効率化を図ってきたところ。今後とも、中小企業向けサービスの質の向上と効率化を図る。

論点4：職員の半数以上が、国からの出向者であることを踏まえても、合理的に説明できる給与水準（現在、ラスパイレス指数139.1）の実現。

（給与水準の現状）

- 職員の殆どは東京所在であるとともに、大学卒業者の構成比率が高いことから、地域・学歴構成による影響があり、これらの影響を勘案すると、法人基準年齢階層ラスパイレス指数は118.8。
- 日本貿易保険は、その業務の性質上、国際金融、貿易実務、法務、会計、語学などの高度な専門能力を有する人材を必要としている。また、独立行政法人化して以降、中途採用を中心として労働市場から適切な人材の確保を行うとともに、民間金融機関からの出向なども含めた専門的人材による職員構成を実現してきており、学歴構成なども金融機関と類似のものとなっている。
- 国からの出向者のうち、出向以前に管理職でない職員が日本貿易保険において管理職として勤務する際に管理職手当が支給されること（ただし、残業手当が支給されないことから必ずしも当該職員の給与の上昇にはつながっていない）などが、当該ラスパイレス指数が高くなる要因となっている。

（今後の改善の方向）

- 当該ラスパイレス指数の抑制を図るため、国からの出向者の給与水準の見直しなどを行うこととする。

過去の主な保険事故案件、最近の主な引受案件

1. 過去の保険事故案件

	発生事由	保険金支払金額	回収状況(金額)	回収期間
中南米累積債務問題 (83年～93年)	通貨危機 (公的債務繰延)	約3500億円	約4900億円	24年 (ほぼ回収終了)
湾岸戦争の影響 (91年)	戦争 (公的債務繰延)	約3400億円	0億円	(回収未開始)
旧ソ連崩壊 (92年～01年)	通貨危機 (公的債務繰延)	約2000億円	約2294億円	14年 (回収終了)
アジア通貨危機 (01年～04年)	アジア通貨危機に端を 発した債務者の破産	約500億円	約219億円	6年 (一部未回収)

2. 最近の主な引受案件について

(1) 資源の獲得支援

カザフスタン／ウラン鉱山開発プロジェクト

(平成 19 年 8 月 保険契約締結)

本年4月、甘利経済産業大臣が率いる官民ミッションによるカザフスタン往訪時に、日本貿易保険とカザフスタン国営原子力公社との間で、同公社に対する引受枠5億ドル(約600億円)の設定に関する協定を締結し、同協定の下、ウラン鉱山開発プロジェクトに関し資源エネルギー総合保険の付保を行った。平成26年以降、同鉱山のウラン生産のうち、本邦企業が年間2000トン(現在の総需要の約20%に相当)の引取権を有する。

マダガスカル／ニッケル鉱山開発プロジェクト

(平成 19 年 9 月 保険引受内諾)

ニッケル等の開発・精錬を行うプロジェクトについて、住友商事が日加韓共同で行う投資2.5億米ドル(約300億円)に対し、資源エネルギー総合保険の付保を予定。平成22年以降、同鉱山から我が国に最大年3万トン(現在の我が国の総需要の約13%に相当)のニッケル引取が予定されている。

(2) 日本企業の海外進出支援

サウジアラビア／ラービグ石油化学プラントプロジェクト

(平成 17 年 10 月～18 年 5 月保険契約締結)

住友化学が拠出する資本金等に対し、引受期間 最大 10 年、引受額 22 億米ドル超 (約 2500 億円) の海外投資保険等の引受を実施。

中国／黄蘇省南通市紙・パルプ工場新設

(平成 19 年 7 月保険引受内諾(一部は契約済み))

王子製紙が拠出する資本金等に対し、引受期間 5 年、引受額 8.2 億米ドル (約 1000 億円) の海外投資保険等の引受を実施。中国の地方政府の用水路確保の契約不履行をてん補。政府と一体となって中国政府による債務不履行の未然防止を求めるもの。

(3) イラク復興支援

平成 15 年 5 月の戦争終結後、復興支援を行う観点から国際的枠組みに基づき、一定の条件の下で一部貿易保険の引受を再開したところ。具体的に、短期貿易保険について条件付きで案件毎に個別審査を行うケースバイケースで引受を行っており、発電所や病院のリハビリなどこれまで 20 数件の案件を引き受けている。

(4) 中小企業の輸出支援

平成 17 年 4 月に中小企業の輸出ニーズに合わせた専用の「中小企業輸出代金保険」を創設。申込み手続きの簡素化、保険申込みと質権設定・銀行融資申込みのワンストップ化等を図っており、平成 18 年度の引受実績は 278 件。

(5) アジアとの経済連携強化

アジアにおける現地通貨建債券市場育成のため、平成 16 年度より日系企業等のアジアボンドの引受を開始。平成 18 年度までの引受実績は約 500 億円。

日本貿易保険の法人基準年齢階層ラスパイレス指数について

(1) 日本貿易保険の当該ラスパイレス指数

対国指数	139.1
地域・学歴による影響を勘案した場合の同指数	118.8

(2) 当該ラスパイレス指数が100を上回ることの具体的な要因は、主に次のとおり。

- ① 職員の殆どは東京所在であるとともに、大学卒業者の構成比率が高いことから、地域・学歴構成による影響がある（これらの影響を勘案すると、指数は118.8）。

（注）「平成18年度・賃金構造基本統計調査」（厚生労働省公表）によれば、金融・保険業の男性職員の大学及び大学院卒比率は85.6%となっている（総合職全体での学歴構成データが無いため、これに類似するものとして便宜的に男性職員のデータを用いた）のに対し、日本貿易保険の同比率は85.0%と、ほぼ同率の構成となっている。

- ② 国際金融等の専門的人材を採用するに当たっては、労働市場における当該人材の給与水準を踏まえた給与水準とすることが不可欠であるため、こうした人材の市場価格による影響がある。

（注）日本貿易保険の大学・大学院卒給与水準は、平均年齢41.7歳で、9,235千円となっている。一方、「平成18年度・賃金構造基本統計調査」による、金融・保険業の男性職員の大学・大学院卒給与水準は、42.3歳で、10,447千円となっている。

- ③ このほか、国からの出向者のうち、出向以前に管理職でない職員が日本貿易保険において管理職として勤務する際に管理職手当が支給される（ただし、残業手当が支給されないことから、必ずしも当該職員の給与の上昇にはつながっていない）こと。